

会議結果のお知らせ

附属機関等の名称	第167回栃木県都市計画審議会	
会議の公開について	公開	
平成27年10月26日		
(概要)		
1 日 時	平成27年10月26日(月) 13時30分から14時25分まで	
2 場 所	栃木県公館 大会議室	
3 出 席 者	会長、外委員 17名	
4 議題及び結果	第1号議案から第14号議案まで 原案どおり議決	
問い合わせ先	栃木県県土整備部都市計画課計画担当 (栃木県都市計画審議会事務局)	電 話028-623-2468 F A X 028-623-2595

付議案件の概要

議案 番号	都市計画 区域名 (市町名)	議 案	議 案 の 概 要	公開・ 非公開
1	栗野 (鹿沼市)	栗野都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	栗野都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、栗野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
2	西方 (栃木市)	西方都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	西方都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、西方都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
3	日光 (日光市)	日光都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	日光都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、日光都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
4	大田原 (大田原市)	大田原都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	大田原都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、大田原都市 計画 都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
5	矢板 (矢板市)	矢板都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	矢板都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、矢板都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
6	那須塩原 (那須塩原市)	那須塩原都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	那須塩原都市計画区域において、都市計 画法第六条の二の規定に基づき、広域的、 根幹的な都市計画の方針として、那須塩原 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
7	さくら (さくら市)	さくら都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	さくら都市計画区域において、都市計 画法第六条の二の規定に基づき、広域的、 根幹的な都市計画の方針として、さくら市 計画 都市計画区域の整備、開発及び保 全の方針を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
8	那須烏山 (那須烏山市)	那須烏山都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	那須烏山都市計画区域において、都市計 画法第六条の二の規定に基づき、広域的、 根幹的な都市計画の方針として、那須烏山 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)

9	益子 (益子町)	益子都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	益子都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、益子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
1 0	茂木 (茂木町)	茂木都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	茂木都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、茂木都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
1 1	市貝 (市貝町)	市貝都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	市貝都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、市貝都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
1 2	塩谷 (塩谷町)	塩谷都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	塩谷都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、塩谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
1 3	那須 (那須町)	那須都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	那須都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、那須都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)
1 4	那珂川 (那珂川町)	那珂川都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 の変更について	那珂川都市計画区域において、都市計画法 第六条の二の規定に基づき、広域的、根幹 的な都市計画の方針として、那珂川都市 計画 都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針を変更する。	原案どおり 議 決 (公開)